

議案第 9 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴い特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可等に関する事務に係る手数料の額を改定するとともに、所要の規定の整理を行うため、君津市手数料徴収条例（平成 12 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成１２年君津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「３６の項」を「３５の項」に改める。

別表第１の３の項(２)の目ウ中「５３０，０００円」を「５７０，０００円」に改め、同目エ中「８３０，０００円」を「８８０，０００円」に、「１，０１０，０００円」を「１，０７０，０００円」に、「１，１２０，０００円」を「１，２００，０００円」に、「１，４２０，０００円」を「１，５２０，０００円」に、「１，６６０，０００円」を「１，７８０，０００円」に、「３，８８０，０００円」を「４，０７０，０００円」に、「５，１００，０００円」を「５，３４０，０００円」に、「６，２９０，０００円」を「６，４９０，０００円」に改め、同目オ中「１，１３０，０００円」を「１，１８０，０００円」に、「１，３４０，０００円」を「１，４１０，０００円」に、「１，５００，０００円」を「１，５８０，０００円」に、「１，８３０，０００円」を「１，９４０，０００円」に、「２，１４０，０００円」を「２，２６０，０００円」に、「４，３５０，０００円」を「４，５５０，０００円」に、「５，５７０，０００円」を「５，８２０，０００円」に、「６，７７０，０００円」を「７，０７０，０００円」に改め、同目カ中「５，７５０，０００円」を「５，９３０，０００円」に、「７，２５０，０００円」を「７，４７０，０００円」に、「１０，７００，０００円」を「１０，９００，０００円」に改め、同表７の項(１)の目中「４１０，０００円」を「４２０，０００円」に、「５４０，０００円」を「５６０，０００円」に、「７００，０００円」を「７３０，０００円」に、「９２０，０００円」を「９６０，０００円」に、「１，０４０，０００円」を「１，０９０，０００円」に、「１，６００，０００円」を「１，６６０，０００円」に、「１，８２０，０００円」を「１，９００，０００円」に、「２，０３０，０００円」を「２，１２０，０００円」に、「４９０，０００円」を「５３０，０００円」に、「６３０，０００円」を「６８０，０００円」に、「９９０，０００円」を「１，０３０，０００円」に、「１，３１０，０００円」を「１，４１０，０００円」に、「１，７２０，０００円」を「１，７８０，０００円」に、「３，３２０，０００円」を「３，４３０，０００円」に、

「４，０６０，０００円」を「４，１９０，０００円」に、「４，６５０，０００円」を「４，８００，０００円」に、「９，１００，０００円」を「９，３２０，０００円」に、「１２，４００，０００円」を「１２，６００，０００円」に、「１７，０００，０００円」を「１７，３００，０００円」に改め、同表８の項中「３１０，０００円」を「３２０，０００円」に、「４３０，０００円」を「４６０，０００円」に、「７２０，０００円」を「７５０，０００円」に、「９６０，０００円」を「１，０２０，０００円」に、「１，２１０，０００円」を「１，３００，０００円」に、「２，９５０，０００円」を「３，１５０，０００円」に、「３，６２０，０００円」を「３，８７０，０００円」に、「４，１７０，０００円」を「４，４６０，０００円」に、「２，６６０，０００円」を「２，６９０，０００円」に、「３，１９０，０００円」を「３，２３０，０００円」に、「４，７９０，０００円」を「４，８３０，０００円」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第４条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。